

○長崎大学環境科学部紀要編集委員会に関する申合せ

平成17年6月15日
学部教授会決定

1. 学術論文（査読付き）の査読について
 - (1) 査読者2人の査読結果のどちらかが掲載不可の場合は掲載不可を原則とする。
 - (2) 査読は2回までとし、第2回目の修正確認は編集委員会が行う。
2. 学術論文（査読無し）の閲読は、以下の項目を確認し、採否を決定する。原則として編集委員で行うが、編集委員以外への委任も可能とする。
 - (1) 学術論文として必要な「独創的研究であること及び独立して価値ある結論あるいは事実」（紀要内規第3条参照）が明らかとなっているか。
 - (2) 紀要編集要領・紀要作成要領に則って書かれているか。
 - (3) 明らかな間違いはないか。
 - (4) 修正すべき箇所が多くあるか。
3. 学術資料の閲読は、以下の項目を確認し、採否を決定する。原則として編集委員で行うが、編集委員以外への委任も可能とする。
 - (1) 環境科学に関連があること。
 - (2) 紀要編集要領・紀要作成要領に則って書かれているか。
 - (3) 明らかな間違いはないか。
 - (4) 修正すべき箇所が多くあるか。
4. 投稿について
学生の単独投稿は認めない。
学部外者の単独投稿の場合は、環境科学部の教育研究を担当することを命じられた水産・環境科学総合研究科教員の推薦書を必要とし、投稿の受領については編集委員会が決定する。
5. 最終原稿の提出について
掲載が決定された学術論文等については、その電子媒体と印刷された最終原稿1部の提出が必要である。
6. 編集委員会運営の記録について
 - (1) 編集委員会議事要旨の作成
 - (2) 編集記録の保存
 - ・編集委員名簿
 - ・査読者
 - ・閲読者名簿
 - ・投稿票（別紙様式）
 - ・原稿受領簿
 - ・査読・閲読記録

附 則

この申合せは、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年11月21日から施行する。